

平成23年度 第5回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成23年12月12日開催

高野町農業委員会

平成23年度 第5回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

●開催日時 平成23年12月12日（月）

●開会時刻 午後13時30分開会

●開催場所 高野町役場2階 大会議室

●出席委員 1番 久保良作 3番 下名迫勝實 4番 柳葵
5番 井阪晴美 6番 中林敬 7番 梶谷廣美
8番 西山一高 9番 井手上治己
12番 新谷敏捷

以上9名出席

●欠席委員 2番 上田静可 10番 尾家富千代 11番 井阪征郎

以上3名欠席

●事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下洋一 門谷佳彦 矢野 隆

●関係者 (出席者無し)

●事議事項 議案第10号 耕作放棄地全体調査に伴う非農地判断について
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第5号 農業委員会委員名簿の送付について

●事議内容 次のとおり

*****午後13時30分 開会*****

いただきました。

その結果を耕作放棄地全体調査実施要領に基づき、4つの区分に分けている中、今回の分につきましては、「農地法第2条第1項の農地」の該当する農地ではなく、非農地の判断についてご審議します。

なお、今回非農地と判断された場合は、順次所有者に対して非農地証明を交付する予定となっております。

また、非農地と判断されない場合は、次年度の調査にて改めて状況を確認を行うことと、所有者に対して遊休農地に対する指導等を実施するようになります。以上のご審議願います。

職務代理 議案第10号について、ご意見、ご質問等ございませんか。

新谷委員 はい、12番新谷です。
農地には、もどるものか。

事務局 今回の議案につきましては、農地につきましては、全て農地法第2条第1項に該当しない農地の判断基準に基づく農地を議題としていますので、既に農地として無いものと判断できる。

井手上委員 はい、9番井手上です。
非農地として決まった場合、隣接地等の問題はないのか。

事務局 今回の農地は、既に農地としての状態は無く、既に原野化・山林化の状態になっており、相当の年数が経過している為、隣接地等に問題はないと考えています。

新谷委員 はい、12番新谷です。
登記は、変更するのか。

事務局 今回の判断で、事務局より順次非農地証明を交付する予定です。その通知書に登記を変更するように要請する文言があります。

しかし、証明書交付しても登記を変更するかは、所有者の判断が大きく左右されます。しかし、農業委員会としては、農地台帳から農地で無くなったと処理します。

職務代理 他にご質問ありませんか。
無いようですので、議案第10号について「可」と決定してよろしいか。

各委員 異議なし

職務代理 それでは、議案第 10 号について「可」とします。
つぎの議題は、報告第 4 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」
について事務局より説明願います。

事務局 報告第 4 号
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定について」農林水産省令で定めるところ
により、別紙農地について届出があったので報告します。
平成 23 年 12 月 12 日提出
高野町農業委員会長職務代理 柳 葵
平成 21 年の法改正にて、本来農地の権利取得に関しては、農地法第 3 条
の本文にて、「農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、
永小作権、質権、使用貸借による権利、貸借権喪若しくはその他使用及び収
益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合は、政令で定めると
ころにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされ
ていますが、同法の 3 において、相続等により農地又は採草放牧地の権利
を取得した場合は、遅滞なく、届出することとされています。
今回、別紙のとおり相続による権利移動の届出があり、届出者に対して
受理通知書の交付を行いましたので報告いたします。
なお、今回受付番号 120 番と 129 番の所有者の方から、当農業委員
会にあっせん希望がありましたので、隣接農地所有者等から借り入れの要
望がありましたら、事務局へご連絡下さい。
以上で、報告をおわります。

職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等ありませんか。

井阪委員 5 番井阪です。
受付番号 120 番の辻本さんの西富貴字蛇谷の農地 3 筆ですが、既に売買
されたと聞いた記憶がありますが。

事務局 事務局では、農地法の売買に関する許可申請が出されておられませんので、
その売買が事実であるならば、農地法の許可が必要になる可能性があります
ので、井阪（晴）委員については、担当地区委員と共に調査の上、指導が必
要になりますので、事実確認等を関係者に確認していただきますようお願い
します。また、事務局等も併せて調査しますのでよろしくお願います。

職務代理 指導等について、担当農業委員と事務局にて適正に対応よろしくお願いま
す。
他にご質問等ございませんでしょうか。
ないようでしたら、報告第 4 号は原案どおり承認してよろしいですか。

各委員 異議なし

職務代理 それでは、報告第4号は原案どおり承認します。
つづきまして、報告第5号「農業委員会委員選挙人名簿の提出依頼」について事務局より説明願います。

事務局 報告第5号
農業委員会委員選挙人名簿の提出依頼について
農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定により、町内各農家に対して別紙のとおり送付したので報告します。
平成23年12月12日提出
高野町農業委員会 会長職務代理 柳 葵
農業委員等に関する法律施行令第3条において「毎年1月1日現在により10日までに、農林水産省令で定める様式による農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書を取りまとめすること。」となっておりますので、別紙のとおり農家台帳を基に送付いたしますので、各委員におかれましても、申請書の提出の必要性等、農家の皆様にも勧奨していただきますようお願いいたします。
なお、申請用紙の追加等ございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。
以上です。

職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
毎年回収率はよいのか。

事務局 大体は回収出来ています。今年より、返信用封筒を同封しますので、昨年より回収率は上がると思いますが、担当地区委員の皆様にもご協力いただきますようお願いいたします。

下名迫委員 3番下名迫です。
事務局で作成している名簿について、一部間違いがある。

事務局 事務局にておいて農家台帳と昨年度のデータを基に作成しておりますが、間違い箇所につきまして、後ほどお教えねがいますか。

職務代理 事務局で作成した名簿ですが、担当地区において確認していただき、修正がある場合は、事務局に申出てください。
他にご意見等ないでしょうか。

井阪委員 5番井阪です。

番号の62, 63, 98, 99の人ですが、性別と住所が違います。

事務局 ただいまご指摘のありました4件につきまして、修正いたします。

新谷委員 12番新谷です。
西郷地区は、3件から2件になり、〇〇さんが減ったんですね。

事務局 昨年のデータ等により、今回の内容となっております。いま言われました〇〇さんにつきましては、再度調査して判断します。

新谷委員 12番新谷です。
〇〇さんは、もう耕作していなかったから、提出していなかったのかな。
事務局で一度確認して対処してください。
了解しました。

事務局 ご指摘のとおり調査して対応いたします。

職務代理 他にご質問等ありませんでしょうか。
無いようですので、報告第5号は一部指摘事項について、修正どおり承認してよろしいか。

各委員 異議なし

会長 それでは、報告第5号は一部修正原案どおり承認します。
以上で予定していました議案審議は、全て終了いたしました。その他ご意見等ありませんか。
無いようですので、これにて高野町農業委員会を閉会したいと思います。
急遽なれない議長を勤めさせていただき、皆様のご協力いただきましてありがとうございました。

事務局長 お礼のあいさつ

*****午後14時25分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

なお、今回の定例会について会長が急遽欠席となった為、会長職務代理者が議事進行を行ったので、会長職務代理者も署名する。

平成23年12月13日

会 長 _____

会長職務代理者 _____

署名委員 1 番 _____

署名委員 3 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。